

和歌山県介護員養成研修事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(研修課程、時間数及び受講対象者)

- 第2 政令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修（以下「研修」という。）の課程は、省令第22条の23第1項に定める介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）及び生活援助従事者研修課程とし、研修の内容は、初任者研修課程については別紙第1の1、生活援助従事者研修課程については別紙第1の2のとおりとする。
- 2 初任者研修課程の研修時間数は130時間以上、研修期間は原則として8月以内とし、受講対象者は、訪問介護事業所若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者、又は従事している者とする。
- 3 生活援助従事者研修課程の研修時間数は59時間以上、研修期間は原則として4月以内とし、受講対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(研修の方法)

- 第3 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習を行うものとする。
- 2 研修の実施にあたっては、別紙第1の1「介護職員初任者研修における目標、評価、展開の指針」及び別紙第1の2「生活援助従事者研修における目標、評価、展開の指針」を踏まえることとする。
- 3 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、第11に規定する内容により行わなければならない。

(指定対象)

第4 知事は、政令第3条第2項の規定に基づき、地方公共団体、公立の高等学校又は法人格を有する者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認められる者について、政令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者の指定を行うものとする。

- (1) 県内に所在していること。

- (2) 概ね1年以上安定した事業運営実績があり、事業の実施に支障がないこと。
- (3) 研修事業の趣旨を十分に理解し、責任をもって県内で適正かつ円滑に研修事業を実施する能力があること。

2 知事は、前項第1号の規定にかかわらず、県外に所在する法人格を有する者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認められる者について、政令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者の指定を行うものとする。

- (1) 県内に事業所を設置していること。
- (2) 県内事業所に担当の職員を常駐させ、随時、受講生等からの問い合わせに対応できる体制であること。

3 知事は、前2項の規定により指定を受けた介護員養成研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）が県内で行う研修に対して、指定を行うものとする。

（準用規定）

第5 知事は、県内に所在している法人格を有しない団体について、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認められる場合は、法人格を有する者に準じて取り扱うものとする。

- (1) 代表者及び団体の組織運営について会則が定められ、運営に関する責任関係が明確に定められていること。
- (2) 団体の会計が適切に処理されていること。
- (3) 福祉・保健分野において相当の活動実績を有し、研修事業を行うことにより福祉・保健分野における貢献が十分期待できること。

（研修事業の委託）

第6 第4の規定により指定を受けた指定研修事業者のうち、地方公共団体は他の指定研修事業者に受講者決定事務及び修了者管理事務を除く研修事業の実施を委託することができる。

2 地方公共団体を除く指定研修事業者は、他の指定研修事業者又は他の都道府県知事の指定を受け現に研修事業を実施している介護員養成研修事業者に、研修事業の一部の実施を委託することができる。

3 前2項により研修事業を委託する者は、知事に届け出なければならない。

4 研修事業を受託した者は、受託した研修事業を再委託してはならない。

（事業者兼研修の指定申請）

第7 第4の指定を受けて第2に規定する研修を実施しようとする者（以下「研修事業者指定申請者」という。）は、第1号から第5号までに掲げる事項を記載した「介護員養成研修事業者兼研修指定申請書」（別記第1号様式）に第6号から第24号までに掲げる書類を添付し、募集を行おうとする60日前までに、知事に申請しなければならない。

- (1) 研修事業者指定申請者の名称及び代表者職氏名
 - (2) 主たる事業所の所在地及び研修事業を実施する事業所の所在地（講義を通信の方法によって行う場合はその対象地域）
 - (3) 研修事業の名称
 - (4) 研修の課程及び講義の方法
 - (5) 募集予定期間及び研修実施予定期間
 - (6) 学則（初任者研修課程は別記第2号様式の1、生活援助従事者研修課程は別記第2号様式の2）
 - (7) 研修カリキュラム（初任者研修課程は別記第3号様式の1、生活援助従事者研修課程は別記第3号様式の2）
 - (8) 研修日程表（初任者研修課程は別記第4号様式の1、生活援助従事者研修課程は別記第4号様式の2）
 - (9) 研修講師履歴書（別記第5号様式の1）及び資格証明書の写し
 - (10) 研修講師一覧表（別記第5号様式の2）
 - (11) 研修講義室及び演習（実技講習）室使用承諾書（別記第6号様式）
 - (12) 修了評価の方法を明示した書類
 - (13) 研修事業収支予算書
 - (14) 募集案内等受講希望者に提示する書類
 - (15) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）見本（初任者研修課程は別記第7号様式の1、生活援助従事者研修課程は別記第7号様式の2）
 - (16) 定款、その他基本約款
 - (17) 登記事項証明書（法人の場合のみ）
 - (18) 申請者の事業及び組織の概要（研修事業に係る職員体制を含む。）
 - (19) 資産状況を明らかにする書類
 - (20) 申請者の前年の決算に関する書類
 - (21) 向こう2年間の研修事業に係る財政計画
 - (22) 誓約書（別記第8号様式）
 - (23) 別紙第8に基づく「研修機関が公表すべき情報の内訳」の内容を記載した書類
 - (24) 筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集
- 2 講義を通信の方法によって行う場合は、前項各号に定める事項を記載した書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 添削指導要領
 - (2) 添削指導問題形式一覧（別記第9号様式）
 - (3) 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集
- 3 実習を行う場合は、前2項各号に定める事項を記載した書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 実習施設利用計画表 (別記第10号様式)

(2) 実習施設受入承諾書 (別記第11号様式)

4 第6第1項又は第2項の規定に基づき他の指定研修事業者に研修事業を委託する場合にあっては、前3項に定めるものに加えて、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 介護員養成研修事業委託届出書 (別記第12号様式)

(2) 介護員養成研修事業実施に係る事業委託契約書の写し

(3) 受託者が当該研修事業に係る介護員養成研修事業者の指定を受けていることが確認できる書類

5 研修事業者指定申請者が地方公共団体又は公立の高等学校である場合は、第1項第16号から第22号までに掲げる書類の提出を免除する。

(研修事業者等の指定)

第8 知事は、研修事業者指定申請者及びその申請内容が第9から第10までに掲げる事項に適合すると認める場合に限り、政令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者の指定及び当該研修の指定を行うものとする。

2 知事は、研修事業者指定申請者、研修の受託者、研修担当講師、実習施設等の関係者に対して、前項の審査を行うために、申請書の記載事項及び指定に関し必要な事項についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地調査を行うことができる。

3 知事は、研修事業者指定申請者に対し、第1項の指定をしたときはその旨を通知するものとし、不指定の決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。

4 介護員養成研修事業者の指定に係る標準処理期間は、60日以内とする。

(研修事業者の指定基準)

第9 介護員養成研修事業者の指定は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 従業員に関係法令、本要綱等を遵守させ、研修事業を適正に実施するために必要な次に掲げる体制を備えていること。

ア 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力並びに研修事業の安定的な実施に必要な財政基盤及び運営資金を有すること。

イ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区別され、会計帳簿、決算書類等の事業の収支状況を明らかにする書類が常備されていること。

ウ 各科目を担当する適切な講師が必要数確保されていること。

エ 研修を実施するために必要な研修場所及び必要な備品、教材等が確保されていること。

オ 修了評価を適正に実施できる体制が確保されており、修了評価の信頼性を確保するための措置が講じられていること。

カ 年に1回以上、研修を実施できる体制を整えていること。

(2) 次に掲げる事項を適正に履行できると認められること。

- ア 研修修了の証明書の交付を受けた者について、修了者の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに証明書の番号を記載した名簿を作成し、知事に報告すること。
 - イ 研修事業の実施に係る申請及び届出等を期限内に適切に知事に提出すること。
 - ウ 知事が、研修事業の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- (3) 研修事業者指定申請者が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 法又は政令の規定により指定を受けた介護サービスの事業者の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - イ 知事又は他の都道府県知事により政令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - ウ 知事又は他の都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長を含む。）により、次に掲げるいずれかの事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - (ア) 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の（6）に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者
 - (イ) 「居宅介護従事者養成研修等について」（平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護従事者養成研修事業者
 - (ウ) 政令第4条第1項第10号の規定に基づき指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習事業者
 - エ アからウまでに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - オ 研修事業者指定申請書の代表者が、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 法に基づき罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (イ) アからウまでのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時点又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - (ウ) エに規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - カ 事業者の役員またはその事業者等を代表する者（以下「役員等」という。）が暴力団（暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

キ 暴力団又は暴力団関係者が運営に実質的に関与していると認められるとき。

ク 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。

ケ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

コ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

サ 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（研修指定基準）

第10 研修の実施について、次に掲げる要件を満たしていること。

（1）研修定員が50名以内であること。

（2）学則が本要綱に定める内容に適合しており、研修事業の実施について適正であると認められること。

（3）研修は、講義と演習を一体的に行うものとし、初任者研修課程については別紙第1の1、生活援助従事者研修課程については別紙第1の2に定める内容以上のものであること。

（4）別紙第2に定める要件を満たす各教科を教授するのに適当な講師が確保されていること。

（5）研修を実施するために必要な物品が次のとおり確保されていること。

ア ベッド及び浴槽は、受講者8人につき1台以上配置すること。

イ ポータブルトイレ、車椅子及びその他消耗品等について必要数揃えること。

（6）研修を実施するために必要な定員に見合った広さを有する適切な会場が確保されていること。

ア 講義室については、定員1人当たり1.65㎡以上の広さがあること。

イ 演習室については、1ベッド当たり11.0㎡以上の広さがあること。

（7）実習を行う場合には、別紙第3に定める実習施設及び実習指導者が確保され、適切な実習実施計画が定められること。

（8）研修において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることについて、全科目終了後、筆記試験で適切に確認すること。

（講義を通信によって行う場合の指定基準）

第11 講義を通信によって行う場合は、別紙第4に掲げる内容を満たしていること。

(研修テキスト)

第12 研修テキストは、研修カリキュラムの内容に合致したものを使用すること。

(本人確認)

第13 介護員養成研修事業者は、研修申込受付時又は初回の講義時、受講生に対して本人確認を行うものとする。この場合において、本人確認の方法は、別紙第5のとおりとする。

(修了の評価)

第14 介護員養成研修事業者は、研修において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることについて適切に判断するため、筆記試験による修了評価を行うものとし、合格基準（7割以上）を満たさない者について必要に応じて補講を行い、基準を満たすまで再試験を行うこと。この場合において、修了評価の方法は、別紙第6のとおりとする。

(修了証明書の交付等)

第15 介護員養成研修事業者は、前条の規定に基づく評価を行い、評価基準を満たし研修のすべての課程を修了したと認められる者に限り、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

(補講の実施)

第16 介護員養成研修事業者は、やむを得ない事情により研修を欠席した者及び筆記試験で合格基準を満たさない者が必要と認めるものに対し、修了期限内に補講を行わなければならない。この場合において、補講の実施方法は、別紙第7のとおりとする。

(研修の指定申請)

第17 介護員養成研修事業者が、第8の規定により指定を受けた研修に追加して、研修を実施する場合には、「介護員養成研修指定申請書」（別記第13号様式）に必要な書類を添付し、募集を行おうとする30日前までに、知事に申請しなければならない。

(研修の指定)

第18 知事は、介護員養成研修事業者が前条に係る研修の申請を行ったときは、申請内容が第10及び第11に規定する事項に適合すると認めるときに限り、指定するものとする。

2 知事は、介護員養成研修事業者及び研修担当講師に対して、前項の審査を行うために申請書の記載事項及び指定に必要な事項についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地調査を行うことができる。

3 知事は、介護員養成研修事業者に対し、研修の指定を決定したときはその旨通知するものとし、

不指定の決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。

4 研修の指定に係る標準処理期間は、30日以内とする。

(事業者変更届出)

第19 介護員養成研修事業者は、第7第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第15号から第17号まで及び第24号並びに第2項に掲げる事項又は書類に変更がある場合には、変更の決定をした日から10日以内（第4号にあつては、募集を行おうとする30日前まで）に「介護員養成研修事業者変更届出書」（別記第14号様式）に必要な書類を添付の上、届け出なければならない。

(指定を受けた研修の変更届出)

第20 介護員養成研修事業者は、指定を受けた研修の実施に際し、第7第1項第5号、第8号、第10号及び第11号及び第3項並びに第4項に掲げる事項又は書類についてやむを得ない事情により変更する必要がある場合（ただし、「研修講師一覧表」（別記第5号様式の2）に記載された講師内での講師の変更及び研修実施期間内における日程の変更を除く。）には、変更する10日前まで（ただし、変更理由が天災等やむを得ない事由による場合を除く。）に「介護員養成研修変更届出書」（別記第15号様式）に必要な書類を添付の上、提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出内容が適当でない認められる場合には、介護員養成研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(研修事業の休止及び再開)

第21 介護員養成研修事業者は、研修事業を休止して、1年度間にわたり研修を実施しない場合には、休止の決定をしてから10日以内に「介護員養成研修事業休止届出書」（別記第16号様式）を提出しなければならない。

2 研修事業を休止している介護員養成研修事業者は、速やかに研修事業を再開できるように努めなければならない。

3 研修事業を休止している介護員養成研修事業者が、研修事業を再開する場合には、再開しようとする60日前までに「介護員養成研修事業再開届出書」（別記第17号様式）を提出しなければならない。

(研修事業の廃止)

第22 介護員養成研修事業者が研修事業を廃止する場合には、廃止の決定をしてから10日以内に「介護員養成研修事業廃止届出書」（別記第18号様式）を提出しなければならない。

2 介護員養成研修事業者が休止期間も含めて2年度間にわたり研修を実施しなかった場合、または2年度間研修を受託するのみであった介護員養成研修事業者も廃止の届出があつたものとみなす。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 和歌山県からの委託事業により政令第3条第1項第1号イに規定する研修を実施した場合
 - (2) 天災等その他やむを得ない事由によって研修を実施できなかった場合
- 3 前項ただし書きの第2号の規定に該当する介護員養成研修事業者は「介護員養成研修事業継続申出書」(別記第19号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第23 介護員養成研修事業者は、第8及び第18の規定により指定を受けた研修の修了日の属する年度の翌年度の5月末日までに、「介護員養成研修実績報告書」(別記第20号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 研修修了者の氏名、生年月日、住所、電話番号、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した研修修了者名簿(別記第21号様式)の写し
- (2) 研修受講者出席簿(別記第22号様式)の写し
- (3) 本人確認が可能な書類の写し
- (4) 研修における知識及び技術の修得状況評価書の写し
- (5) 筆記試験結果一覧(別記第23号様式)の写し
- (6) 研修事業収支決算書

2 講義を通信の方法によって行った場合には、前項各号に掲げる書類のほか、添削指導評価(別記第24号様式)を添付しなければならない。

3 実習を行った場合には、前項各号に掲げる書類のほか、実習修了証明書(別記第25号様式)の写しを添付しなければならない。

4 補講を行った場合には、前項各号に掲げる書類のほか、介護員養成研修補講実施報告書(別記第26号様式)を添付しなければならない。

5 受講科目及び受講時間の免除を行った場合には、前項各号に掲げる書類のほか、「介護員養成研修受講科目免除報告書」(別記第27号様式)及び免除資格を証明する書類(修了証)の写しを添付しなければならない。なお、免除の対象及び方法については、第30のとおりとする。

(情報の開示)

第24 介護員養成研修事業者は、別紙第8「研修機関が公表すべき情報の内訳」を個人情報に係る事項に配慮した上で、自らホームページ等において開示するよう努めるものとする。

(遵守事項)

第25 介護員養成研修事業者は、研修事業の実施において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修事業の実施に係る申請及び届出等を期限内に適切に提出すること。
- (2) 受講者の募集は、当該研修事業に係る指定を受けた後に行うこと。
- (3) 誇大広告等により受講希望者に不当な期待及び不利益を与えないよう正確な広告表示を行うとともに、次の事項を募集案内等に記載し周知を行うこと。

ア 受講に際し必要な費用の額及び費用振込み後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

イ その他研修の内容に関する重要事項

- (4) 研修内容を明示する学則を定め、受講契約を行う際に申込者に対し、書面により説明を行うこと。
- (5) 事業運営上知り得た研修受講者に係る個人情報の保護及び人権の尊重について、十分な措置がなされていること。
- (6) 研修事業の実施において、受講生の健康・安全に十分配慮するとともに、事故等に備え保険に加入する等により万全の体制を整えること。
- (7) 実習を行う場合に、知り得た事実等の個人情報等の保護、利用者の健康・安全への十分な配慮等について受講生を指導すること。特に実習を行う前には、受講生に体調管理に十分留意させた上で、健康診断を受けさせる等、感染症その他の実習先利用者に対する事故を防止すること。
- (8) 研修修了者から、紛失、汚損又は破損による修了証明書の再交付申請があった場合、これに応じること。この場合においては、再交付である旨及び再交付日を余白に明記し、併せて修了者名簿にその旨を記載すること。
- (9) 研修の実施に関する書類及び会計関係書類について、研修修了後3年以上保存すること。ただし、修了者名簿については永久保存とし、事業廃止後であっても前項に係る証明書の交付を行うこと。
- (10) 正当な理由なく研修事業を休止せず、年1回以上継続して研修事業を実施できる体制を維持し、適切な事業計画を作成すること。
- (11) 知事が、研修の実施に関して情報の提供、当該事業の内容の変更、その他必要な指示を行った場合には、その指示に従うこと。
- (12) 研修事業の実施に関し、本要綱に記載のないものについて疑義がある場合には、事前に県に確認のうえ、その指示に従うこと。

(指定事業者の調査)

第26 知事は、介護員養成研修事業者に対して、研修事業の実施についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地に調査することができる。

2 知事は、介護員養成研修事業者の研修事業に関して、研修担当講師及び実習施設等の担当者に対し、研修事業の実施についての報告及び関係書類の提出を求め、必要と認めるときは実地に調査することができる。

(改善命令)

第27 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、介護員養成研修事業者に対して改善命令を行うことができる。

2 知事は、改善命令と同時に、改善が認められるまで、介護員養成研修事業者に対して研修事業

の中止を命じることができる。

(指定取消)

第28 知事は、介護員養成研修事業者が次の事項に該当した場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 研修事業者の指定申請又は研修の指定申請において、虚偽の記載により指定を受けた場合
- (2) 研修事業実績報告書等において虚偽の記載を行った場合
- (3) 第5に定める準用規定を満たさなくなった場合
- (4) 第9に定める指定基準を満たさなくなった場合
- (5) 研修事業の実施において、研修の全課程を修了していない者に対して修了証明書を交付する等の不正な行為を行った場合
- (6) 知事の改善命令及び事業中止命令に従わない場合

(聴聞の機会)

第29 知事は指定の取消し又は研修事業の中止を命じる前に、介護員養成研修事業者に聴聞の機会を与えなければならない。

2 知事が指定を取り消す場合には、あらかじめ書面をもって介護員養成研修事業者に通知するものとする。

(受講科目及び受講時間の免除)

第30 次の研修課程を修了しているものは、当該研修課程がこの要綱に規定する初任者研修において履修すべき科目と一部重複すると認められるため、通知の別添2で示す研修課程の一部を免除することができるものとする。

- (1) 生活援助従事者研修課程
- (2) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
- (3) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）

2 次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、通知の別添7で示す研修課程の一部を免除することができるものとする。

- (1) 認知症介護基礎研修
- (2) 訪問介護に関する三級課程

3 介護員養成研修事業者は、受講を希望する者から、受講科目及び受講時間の免除の申出があったときは、免除資格を証明する書類（修了証）を提出させ、確認の上、免除することができる。

4 介護員養成研修事業者は、受講科目及び受講時間の免除に関して、疑義がある場合は、あらか

じめ知事と協議するものとする。

(その他)

第31 この要綱に定めのないものについては、別途知事が定める。

- 2 政令第3条第1項第1号イに規定する研修については、原則として、この要綱に準じて実施するものとする。
- 3 既に介護員養成研修の介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程を修了している者、看護師等の資格を有する者、実務者研修を修了している者については、すべて初任者研修課程の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。
- 4 既に介護員養成研修の介護職員基礎研修課程、初任者研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程を修了している者、看護師等の資格を有する者、実務者研修を修了している者については、すべて生活援助従事者研修課程の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。
- 5 初任者研修課程の研修を実施している事業者が、生活援助従事者研修課程の研修を実施する場合において、初任者研修課程の履修科目と同等と認められる科目については一体的に実施することもできるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県介護員養成研修事業実施要綱（平成19年施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、平成25年3月31日までに研修を開始するものについては、旧要綱を適用する。
- 3 事業者指定を受けようとする者は、本要綱施行日前であっても、指定申請を行うことができる。また、知事は、この申請があった場合には、施行日前であっても事業者を指定することができることとし、当該指定は施行日以降にその効力を生ずる。
- 4 旧要綱により事業者指定を受けており、過去1年以内に研修事業を行った実績のある事業者は、介護職員初任者研修課程の事業者指定の際に第7第1項第15号、第16号、第17号、第18号、第19号及び第20号の書類の提出を免除する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 旧要綱により行った指定その他行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から施行する。